

インバウンド需要を見込んだブランディング戦略業務仕様書

1 業務委託名称

インバウンド需要を見込んだブランディング戦略業務

2 業務の目的

本業務は、インバウンド（外国人）をターゲットにした動画作成を行うとともに、動画を注目させるための戦略的なPRと動画チャンネルの運営をすることで、世界における大子町のファンづくりを行うことを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで業務内容

4 業務内容等

受託者は、次に掲げる（1）から（4）までの項目について、大子町と協議をしながら、全体コンセプトの設定及び体制の構築を行い、業務を実施すること。

（1）動画の制作、配信及びPR

受託者は、次表に掲げる「動画区分」に応じた動画を計8本程度以上制作し、本業務で作成するYouTubeアカウント等で公開すること。

動画区分	内容	本数
地域情報を伝える動画	地域文化、郷土芸能など後世へ残すべき地域情報に関する動画	2本程度
大子町の魅力を国外に伝える動画	大子町の誇る食、工芸品等の魅力を発信する動画	2本程度
国名勝「袋田の滝」の魅力を国外に伝える動画	大子町が誇る「袋田の滝」の魅力を発信する動画	4本程度

なお、各動画の制作及び配信にあたっては、次表に掲げる「動画区分」に応じた「制作及び配信に当たっての留意事項」に従うこと。

動画区分	制作及び配信に当たっての留意事項
共通	<p>動画の企画、構成及び脚本について事前に町の承認を受けた上で制作すること。</p> <p>動画制作・配信の時期については、委託契約期間中において、極度な偏りがないようにすることとし、町と受託事業者間で協議し、決定すること。</p> <p>動画の伝える内容については大子町の指示によるものとし、動画の公開にあたっては、大子町の確認及び承認を受けること。また、YouTube等の利用規約を遵守し動画公開すること。</p> <p>動画の制作については、動画制作会社等に再委託を行うことも可能である。</p> <p>動画の制作にあたっては、必要に応じSNS公開用の短尺動画も併せて制作すること。ただし、短尺の動画については制作動画</p>

	<p>の付属として扱うものとし、委託制作本数には含まれないものとする。</p> <p>動画の制作に当たっては、サムネイルの制作も併せて行うこと。サムネイルについては、視聴者の興味を引き、多くの方に視聴されるよう工夫をこらすものとし、公開にあたっては太子町の確認及び承認を受けること。</p> <p>太子町と協議の上、キュレーションサイトをはじめとしたネット系メディア、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、新聞、テレビ、印刷物等の各種媒体を活用し、動画毎に効果的なPRを行うこと。</p>
--	--

(2) ウェブサイトの運営及び配信環境の整備・管理

(1) で制作した動画等を紹介するウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築し、運営すること。

なお、ウェブサイトは以下のアからキまでの事項を満たすよう構築及び運営をすること。

ア ウェブサイトはインバウンドに受け入れられるよう、動画の視聴や検索がしやすく、かつ視聴者に太子町を強く印象づけられる魅力的なものにするほか、スマートフォン等モバイル機器からの視聴にも最適化されるよう設計すること。

イ ウェブサイト及び配信環境については、視聴者側のさまざまな視聴環境に対応できるよう構築するほか、環境変化に伴い適宜補正を行うこと。

ウ 太子町の指示によるトップページのスライドやバナーの作成及び掲載・削除並びにページの新規作成や削除等軽微な作業については、適宜早急に対応すること。

エ 不測の事態等による配信の障害に対しては適宜早急に対応し、早期の復旧を図るとともに、原因を究明し、再発防止策を検討すること。

オ ドメインの維持管理に係る経費は、本契約に含むものとする。また、本ドメインについては、各種検索ページにおいて、常時、上位表示となるよう工夫すること。

カ レンタルサーバー事業者との契約は受託者が行うものとし、サーバーの契約及び保守管理に係る経費は、本契約に含むものとする。

キ ウェブサイトへの問い合わせ対応については、町と協力して対応すること。

(3) 定例会の実施

月1回程度定例会を設け、取材する題材や動画の構成案、広報計画等について太子町と協議すること。

なお、定例会の結果については、受託事業者で取りまとめの上、速やかに太子町に報告すること。

(4) アクセス数の把握・分析

配信した各動画の総アクセス数及び接続端末別のアクセス数をそれぞれ把握できるようにし、月1回アクセス数等から視聴者の傾向などを分析し、太子町へ報告するとともに、当分析結果を踏まえたうえで、以降の動画制作を戦略的に行うこと。

5 委託料の支払条件

概算払として、契約額の9割を支払い、当初契約額の残額については業務完了後に費用精算の上支払うことができるものとする。

6 事業報告

委託事業の終了後、委託契約等に基づき業務完了報告書を提出することとする。
また、随時事業の進捗状況報告を求める場合もある。

7 見積り限度額

5,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、大子町の指示するものについては実施すること。
- (2) 事業実施に当たっては、大子町と協議の上、目標となる指標（アクセス数等）を定め目標達成のために必要な事項を随時実施すること。
- (3) 業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (4) 業務において制作した動画については、その全てを、ハードディスクもしくはそれに準ずるものにより、大子町に成果品として提出すること。また、動画制作の過程で撮影した動画についても、大子町の指定するものについては同様に提出すること。
- (5) 令和7年度に事業が継続される場合において、令和7年度受託事業者との間で令和7年3月31日までに業務引継が完了しない場合には、令和7年4月1日以降に業務引継を実施することもあるので誠実に対応すること。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、大子町と受託者が協議して決定するものとする。